

土地売買等届出書

記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 滋賀県知事 殿

権利取得者(譲受人) **注①参照**

住所 〒△△△-△△△△
△△県 △△市 △△町△丁目△

氏名 △△株式会社
代表取締役 滋賀 太郎

(担当者) 〇〇課 土地 次郎

電話 △△△△-△△-△△△△



1	不動産業
2	建設業
3	金融保険業
4	製造業
5	商業
6	運輸業
7	その他

注①
⇒代理人による届出の場合には、代理権の所在及びその範囲を証する書面を添付

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する**所有権**(地上権・賃借権・その他)の**移転**(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方等に関する事項	契約の相手方(譲渡人)の住所			氏名		契約締結年月日					
	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県 〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号			琵琶 三郎		〇〇年〇〇月〇〇日					
土地に関する事項	番	所在地		地目		面積					
		登記簿	住居表示	登記簿	現況	登記簿(m ²)	実測(m ²)				
	町又は字	地番									
	1	大津市〇〇町	〇〇〇	〇〇町〇丁目〇	宅地	宅地	16,000	16,000			
2	大津市〇〇町	〇〇〇	〇〇町〇丁目〇	〃	〃	165	165				
3						計 16,165 m ²	計 16,165 m ²				
番	利用の現況	届出に係る権利以外の権利									
		所有権			所有権以外の権利						
		所有者の住所	所有者の氏名	種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名				
1	工場	該当なし			該	当	なし				
2	店舗併用住宅	〃			賃借権	期間20年(典存15年) 非堅固建物目的	〇〇市〇〇町〇丁目〇	甲野 乙郎			
3										注②参照	
土地関係する事項	番	種類	概要	移転又は設定に係る権利以外の権利 ※							
				所有権				所有権以外の権利			
				種別	内容	所有者の住所	所有者の氏名	種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名
1	工場	鉄筋コンクリート3階 築10年、4,300m ²	所有権	該	当	なし					
2	該当なし	(その他参考となるべき事項参照)		〃							
3											
移転又は設定に関する事項	番	移転又は設定の態様	地上権又は賃借権の場合				特記事項				
			存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別	地代(年額・円)					
			1	売買	該	当		なし			
2	〃		〃								
3											
対価の額等に関する事項	土地に関する対価の額等					工作物等に関する対価の額等(消費税含む)					
	地目(現況)	面積(m ²)		単価(円/m ²)	対価の額(円)	種類	対価の額(円)				
	1	宅地	16000.00	59375	950,000,000	工場	86000000				
	2	〃	165.00	11500	1,897,500						
3										注③参照	
実測清算	有	計(a)		平均((b)÷(a))	計(b)		計				
	無	16165.00	58886		951897500	860000000					
土地の利用目的等に関する事項	用途等					* 市町名					
	中高層共同住宅 3棟 延面積 50,000m ² 予定戸数 500戸(一戸平均 100m ²) 附帯施設 幼稚園, 分譲店舗, 児童公園					区分					
	利用目的に係る土地の所在 大津市〇〇町〇丁目周辺					所・地・貸・他 単・団					
	利用目的に係る土地の面積 25000.00					受理番号					
	利用計画の概要 人工面率 75→90% 計画人口 2,000人(4人/戸) その他 開発許可担当部局と協議中					年月日 第 号					
その他参考となるべき事項	番号2の土地は、底地取引を行ったものであり、当該土地には賃借人 甲野乙郎所有の店舗併用住宅(木造2階100m ² 築後5年)が建っている。					処理番号					
						年月日 第 号					

注②
⇒届出に関する権利が地上権、賃借権またはこれらの権利の取得を目的とする権利である場合は、これらの権利の内容(存続期間、残存期間、堅固・非堅固の別、地代のほか権利設定にあたっての一時金の有無、増改築の禁止などの特約の有無、登記の有無など)を記載して下さい。(必要に応じて「その他参考となる

注③
⇒「工作物等に関する対価の額等」の欄には、消費税額(地方消費税額を含みます。)に相当する額を含んだ額を記載し

注④
⇒届出に係る土地に関する権利の移転または設定をする契約と一体とみなされる契約(土地に関する契約に付随したまたは相当因果関係を有すると認められる支出を内容とする契約<例:営業補償、移転料>)を行った場合には、その契約の内容を届出書の「その他参考となるべき事

↑*部分は記入不要